

日中対照言語学会編集委員会規程

第1条 名称

本会は、日中対照言語学会編集委員会(以下、「編集委員会」とする。

第2条 目的

本会は、日中対照言語学会会則(以下、「会則」)第4条3号による学会誌の編集および発行に関する審議を行う。

第3条 委員会

会則第14条に基づいて編集委員会を置く。編集委員会は、理事からの推薦をもとに、理事会の議を経て会長によって委嘱された委員から構成される。

1. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 委員会には互選によって委員長を置く。
3. 委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 活動事項

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 『日中言語対照研究論集』の編集方針の決定
2. 『日中言語対照研究論集』における投稿論文等の掲載の可否の判断
3. 編集委員長の選出

4. 査読委員長および査読者の選定
5. 編集委員会規程および申し合せ事項の改定案の作成と理事会への報告
6. その他

第5条 査読

1. 本会は、提出された論文等に関して査読を行う。
2. 論文等において人権を侵すことにつながる研究の引用や表現は修正を求める。
3. その他、編集委員会が不相当と認めた内容については、修正を求める。

第6条 著作権の帰属

本誌に掲載された論文等の著作権は日中対照言語学会に帰属する。ただし、著者個人およびその所属組織の Web サイト等における本誌掲載論文の公表は、これを妨げない。

第7条 所在地

学会誌の編集事務は、本学会事務局において行う。

第8条 会計

本会の編集および出版に関わる会計は、本学会事務局において処理し、理事会及び総会の承認を求めるものとする。

附則

1. この規程は2017年5月28日より施行する。
2. 2018年5月20日改訂